

## 宮代町剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化推進の一環として、町民又は町内の団体に剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を貸出すことにより、町内の庭木等の剪定で発生する枝葉（以下「剪定枝葉」という。）の有効活用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けられるのは、町内で発生した剪定枝葉を自ら処理する次の各号に掲げる個人又は団体（以下「貸出対象者」という。）とする。

- (1) 町内に住所を有して居住する者
- (2) 自治会、町内会、PTA、婦人会、子ども会、老人クラブ等、営利を目的としない町内の団体
- (3) 町内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (4) その他町長が適当と認めるもの

### (借用手続き)

第3条 貸出対象者は、粉碎機を借用しようとするときは、宮代町剪定枝粉碎機借用書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 貸出対象者は、前項の借用書を提出する際、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートその他本人確認ができる書類を提示しなければならない。

### (貸出期間)

第4条 粉碎機の貸出期間は、貸出日から返却日まで8日を超えない期間とする。ただし、返却日が宮代町の休日を定める条例（平成元年宮代町条例第19号）第1条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは、それ以降の直近の休日でない日を返却日とする。

2 前項の規定にかかわらず、粉碎機の貸出しを受けたもの（以下「利用者」という。）が第2条の各号に該当しなくなったときは、速やかに粉碎機を返却しなければならない。

### (貸出費用)

第5条 粉碎機は、無料で貸し出すものとする。ただし、粉碎機の運搬及び使用にかかる費用は、利用者の負担とする。

### (遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉碎機により粉碎した剪定枝葉は、たい肥又は雑草の発生抑制等の用途に活用し、町が収集する燃やせるごみとして排出しないこと。
- (2) 粉碎機を使用する際は、騒音及び剪定枝葉の散乱防止等、周辺への影響に十分配慮すること。
- (3) 粉碎機を剪定枝葉の処理以外の目的に使用したり、処理能力を超える使用をしないこと。

- (4) 粉砕機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (5) 粉砕機に異常が生じた場合は、町長にその旨の報告をし、その指示に従うこと。
- (6) 粉砕機を他のものに譲渡、転貸又は担保しないこと。
- (7) 粉砕機を営利目的で使用しないこと。
- (8) 次の利用者の支障とならないよう、粉砕機を原状回復して返却すること。  
(貸出しの取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、粉砕機の貸出しの決定を取り消し、粉砕機を返却させることができる。

- (1) 利用者が前条第1号から第7号までに掲げるいずれかの事項に違反したとき。
- (2) 町長が、特に必要があると認めるとき。

(実績報告書)

第8条 利用者は、粉砕機を返却するときは、宮代町剪定枝粉砕機使用実績報告書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 利用者は、貸出しを受けた粉砕機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 貸出しを受けた粉砕機の利用により、利用者自身に生じた損害の回復は、利用者自身が行うものとし、第三者に損害を及ぼしたときは、当該利用者がこれを賠償するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合剪定枝粉砕機貸出事業実施要綱(平成30年久喜宮代衛生組合告示第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示中これに相当する規定があるときは、当該相当規定によって行われたものとみなす。